



市長の政治姿勢

渡辺ふさ子

問 自衛官の募集について伺う。
自衛隊法施行令第120条に、防衛相は自治体に適齢者名簿などの資料提出を求めることができる。これは要請できるとあるだけで、自治体に応じる義務は規定されていない。見解を伺う。

市長 地方自治法第2条で規定の法定受託事務として、市町村が処理することとされる事務であると認識しています。

問 資料提出していない自治体も大変に多いが、どう考えるか。

市民経済部長 おおのの自治体の判断であると考えます。

問 本人の同意のない個人情報の提供は、憲法第13条を根拠とするプライバシーの権利を侵害するのではないか。見解を伺う。

市長 法に基づいて行っており、問題はないと考えます。

問 岩沼市個人情報保護条例の第8条の2に、個人情報保護の保護について、実施機関はその収集した目的以外の目的のために利用してはならないとある。これに反するのではないか。

市民経済部長 国の見解でも、自衛隊募集に関して必要な資料を市町村が提供することは適正な事務であるとしていますので、問題ないと理解しています。

名簿の提出はやめるべき

問 市は平成26年度から、18歳になる適齢者名簿などの資料提出を行っているが、(岩沼市)個人情報保護条例に基づき資料提出はやめるべきではないか。

市民経済部長 条例では、国や他の地方公共団体などに提供する場合であつて、事務に必要な限度での使用に相当な理由があると認められるときは提供ができるとしており、問題がないと考えます。

問 情報の提供が本人の利益のためにはならないと考える。まして本人の同意も得ずに行われているのは、おかしいと思うがどうか。

市民経済部長 法に基づいて適正に処理していると考えます。

◎その他の一般質問
・教育の取組



外国人の受け入れ

佐藤 剛太

問 外国人労働者が岩沼市で生活をjする上で、けがや病気、健康上の問題が発生すると考える。さらに健康保険などの制度もいろいろあり、さまざまな問題も懸念される。医療・保健・福祉サービスの提供、環境の整備について、どのように考えているか伺う。

をしつかり把握して、その後岩沼市としては受け入れの判断をしたいと考えます。現実に企業の中で、すでに外国人労働者受け入れているので、今後はしっかりとした態勢で対応していきたいと思ひます。

今後のキャッシュレス化

健康福祉部長 外国人労働者が生活する上では、言葉が通じなくて必要なサービスなどが受けられないなどが予想されます。安心して医療サービスなど受けられるよう、対応可能な施設の情報提供や、スムーズな利用のために制度の理解や支援を必要と考えていますので、雇用事業者との連携協力などに取り組んでいきます。

問 今後、キャッシュレス化をどのように行っていくのか。

市民経済部長 外国人の観光客はキャッシュレス決済、クレジットカード、それからQRコード決済などを使用しています。商工会等と連携し、決済事業者による市内店舗向けの説明会を早期に実施したいと考えます。その上で、各店舗のニーズに合ったキャッシュレスシステムを導入してインバウンドの拡大につなげ、受け入れ環境の充実を図りたいと考えます。

問 4月からの改正出入国管理法施行に伴う外国人労働者の受け入れ拡大に対する市長の見解を伺う。

市長 外国人労働者を受け入れるにあたり、今後さまざまな課題を突きつけられます。その課題の内容が、国そして県で方針を出していないのに、ウエルカム形には、私はなり得ないと思ひます。実態